

## 松山市墓地等の経営の許可等に関する条例の概要

以下は、松山市墓地等の経営の許可等に関する条例の概要です。詳細は、別紙の本条例全文にてご確認ください。

### 第1条 条例の目的を定めています

- ・本条例は、墓地、埋葬等に関する法律に規定する墓地、納骨堂又は火葬場（以下、墓地等という。）の経営の許可等に関し必要な事項を定めることにより、墓地等の経営の適正化、市民の宗教的感情への適合及び周辺環境との調和を図り、もって公衆衛生の向上と公共の福祉に寄与することを目的としています。

### 第3条 墓地等の経営者の要件を定めています

- ・墓地等の経営には永続性及び非営利性が求められるため、経営者は地方公共団体、又は宗教法人と規定しています。
- ・宗教法人の場合は、主たる事務所を市内に有し、かつ、当該事務所を拠点として宗教法人法に基づく登記をした日から起算して、墓地等設置事前協議書を提出する日までの間に3年以上宗教活動を行っているものと規定しています。

### 第4条 宗教法人が経営する墓地等の規模等を定めています

- ・宗教法人が経営の許可を受けようとするときは、当該許可に係る墓地等は、適正な管理をすることができる規模であり、かつ、経営に係る収支の見込みが適正でなければならないと規定しています。

### 第5・7・9条 墓地等の設置場所の基準を定めています

- ・宗教法人が経営する場合の墓地等の設置場所の基準は、次のとおり規定しています。

項目	内 容
墓地	<b>焼骨のみを埋蔵する墓地の場合</b> (1) 自己所有地（所有権以外の権利が存しないものに限る。）であること。
	<b>埋葬（土葬）を行う墓地の場合</b> (1) 自己所有地（所有権以外の権利が存しないものに限る。）であること。 (2) 住宅、学校、保育所、病院その他公共施設及び河川から200メートル以上離れた場所であること。 (3) 飲用水を汚染するおそれのない場所で、かつ、高燥であること。
納骨堂	(1) 自己所有地（所有権以外の権利が存しないものに限る。）であること。 (2) 宗教法人法第3条に規定する境内地（同条第2号に該当する土地に限る。）又は墓地の区域内であること。

項目	内 容
火葬場	(1) 自己所有地（所有権以外の権利が存しないものに限る。）であること。 (2) 住宅、学校、保育所、病院その他公共施設及び河川から400メートル以上離れた場所であること。 (3) 飲用水を汚染するおそれのない場所で、かつ、高燥であること。
<p>・墓地は、災害時において緊急に設置することが必要と市長が認めるときは、これらの規定に定める基準によらないことができます。</p>	

## 第 6・8・10・11 条 墓地等の構造設備の基準を定めています

- ・墓地等の構造設備の基準は、次のとおり規定しています。

項目	内 容
墓地	(1) 墓地の敷地の境界に、隣接地から内部が見通せない高さの障壁、生垣等を設けること。 (2) 管理事務所、駐車場、給排水設備、便所及びごみ箱を設けること。 (3) 通路は、有効幅員を 90 センチメートル以上とすること。
納骨堂	(1) 納骨堂の敷地の境界に、障壁、生垣等を設けること。 (2) 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造であること。 (3) 出入口は、施錠できる構造とすること。 (4) 管理事務所、駐車場、給排水設備、便所及びごみ箱を設けること。
火葬場	(1) 火葬場の敷地の境界に、隣接地から内部が見通せない高さの障壁、生垣等を設けること。 (2) 規則で定める大気汚染、悪臭及び騒音に係る基準に適合する火葬設備を設けること。 (3) 管理事務所、待合所、霊安室、駐車場、給排水設備及び便所を設けること。
<p>・土地の状況その他特別な事由により支障がないと市長が認めるときは、これらの規定に定める基準によらないことができます。</p>	

## 第 12 条 事前協議を定めています

- ・経営の許可の申請予定者は、必要な書類を添付した上で墓地等設置事前協議書を市長に提出し、当該墓地等の設置に関する計画について、市長と協議しなければならないと規定しています。
- ・墓地等設置事前協議書に添付しなければならない書類（申請の理由を記載した書類、墓地等の付近の略図、墓地等の設計図、申請地及び隣接地の公図の写し、申請地及び隣接地の登記事項証明書、当該宗教法人の規則の目的を達するために行った直近3年間の活動の内容を明らかにした書類など）を規定しています。
- ・市長は、墓地等設置事前協議書の提出があったときは、申請予定者（以下、「協議者」という。）に随時必要な助言及び指導を行うことができると規定しています。

### 第13・14・15条 標識の設置、説明会の開催等、協議者の責務を定めています

- ・協議者は、当該墓地等の計画の周知を図るため、墓地等経営許可申請書の提出をする日の90日以前から工事完了届の提出をする日までの間、当該計画に係る土地の外部から見やすい場所に、その概要を記載した標識を設置しなければならないと規定しています。
- ・協議者は、当該墓地等の敷地に隣接する土地の所有者及び墓地若しくは納骨堂の敷地から200メートル未満若しくは火葬場から400メートル未満の距離に建築物を所有し、又は管理している者（以下「近隣住民等」という。）に、説明会の開催、又は個別の説明（各戸訪問など）、若しくは通知（ポスティングなど）により当該墓地等の計画の概要を説明しなければならないと規定しています。
- ・ただし、個別の説明（各戸訪問など）、若しくは通知（ポスティングなど）により当該墓地等の計画の概要を説明した場合に、近隣住民等から説明会の開催を求められたときは、説明会の開催により墓地等の計画の概要を説明しなければならないと規定しています。
- ・協議者は、当該墓地等の計画について、近隣住民等から協議の申出があったときは、これに誠実に応じるよう努めなければならないと規定し、また、協議を行ったときは、速やかに市長に報告しなければならないと規定しています。

### 第16条 経営の許可の申請等を定めています

- ・経営の許可を申請する協議者（以下「経営申請者」という。）は、墓地等経営許可申請書を市長に提出しなければならないと規定しています。
- ・墓地等経営許可申請書に添付しなければならない書類（資金計画書、経営計画の収支見込書、申請時までの直近3年間の財務状況が確認できる書類、申請することを議決したときの議事録の写し、墓地等使用契約約款その他これに相当するもの、近隣住民等から提出された意見及びその対応を記載したものなど）を規定しています。
- ・経営申請者が当該墓地等の設置等に要する費用の一部を借り入れるときは、銀行法に規定する銀行その他規則で定める金融機関から借り入れなければならないと規定しています。

### 第17条 変更の許可の申請を定めています

- ・墓地、埋葬等に関する法律第10条第2項の変更の許可（墓地等の規模を拡大するものを除く）の申請をしようとする者は、墓地等変更許可申請書を市長に提出しなければならないと規定しています。

### 第19条 経営の許可等の基準等を定めています

- ・市長は、墓地等の経営者の要件や墓地等の設置場所の基準等に適合し、かつ、標識の設置や説明会、協議に関する報告、並びに許可の申請等の内容が適切であると認めるときでなければ経営の許可をしてはならないと規定しています。
- ・市長は、経営申請者等の経営の安定及び適正な管理を確保する実質的能力の有無を判断するため必要があると認めるときは、専門的知識を有する者の意見を聴くことができると規定しています。

## 第 24 条 経営者の責務を定めています

- ・墓地等の経営者は、墓地等の区域等の清潔を保持することや、墓地等が危険な状態にあるときは安全措置を講じなければならないと規定しています。
- ・墓地等の経営者は、自己の名義をもって経営を行い、他人に経営を行わせてはならないと規定しています。

## 第 25・26・27・28 条 立入調査・勧告・命令・公表を定めています

- ・市長は、本条例を施行するため必要があると認めるときは、墓地等の経営者その他の関係者から必要な報告を求め、職員に墓地等の構造設備、帳簿、書類その他の必要な物件の調査をさせることができると規定しています。
- ・市長は、本条例若しくは規則に違反したと認められるときや、立入調査を拒んだときなどは、必要な勧告をすることができるものと規定しています。
- ・市長は、正当な理由なく勧告に従わないときや、偽りその他不正な手段により許可等を受けたときなどは、墓地等の施設の整備改善、又はその全部若しくは一部の使用の制限若しくは禁止を命じることができると規定しています。
- ・市長は、命令を受けた者が、正当な理由がなくこれに従わないときは、墓地等の経営者その他関係者の名称、所在地及び代表者の氏名、命令の内容などを公表することができるものと規定しています。

## 第 29 条 許可の取消しを定めています

- ・市長は、本条例に違反したとき又は正当な理由がなく墓地等の正常な経営が行われなるときは、当該墓地等の経営の許可を取り消すことができると規定しています。

## 付則 経過措置を定めています

- ・本条例の施行の際に、経営の許可を受けている墓地等や第 16 条第 1 項の規定による申請に相当する申請をしている墓地等の経営については、本条例が規定する経営者の要件や設置場所及び構造設備の基準並びに手続について、適用しないと規定しています。
- ・従って、本条例の施行の日より前に申請を行った場合は、現在の市細則、要綱等により経営の許可等の手続を行います。